

熊本県公報

号外第 2 0 号 平成 22 年 6 月 21 日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

規則

○熊本県技能労務職員の給与に関する規則及び熊本県技能労務 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・ (人事課) 1

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則及び熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第43号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則及び熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改正する規則

(熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(給料の切替及びその切替に伴う措置)」を付する。 附則に次の1項を加える。

(給料の調整等の特例)

- 3 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において、職員から一般職員への職種の転換を行うため一般職給与条例第7条に規定する給料の調整額が支給される職務に従事する職員に係る第5条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「別表第3」とあるのは、「熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第10号)別表第1」とする。 (熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)
- 第2条 熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和37年熊本県規則第44 号)の一部を次のように改正する。
 - 所則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。 2 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間において、職員から一般職員への職種の転換を行うため熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第11条の規定により特殊勤務手当が支給される勤務に従事する職員に係る特殊勤務手当の種類及び基準については、この規則の規定にかかわらず、一般職員の例による。附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則及 び熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適 用する。